

障害児通所支援事業所の指定取消処分について

児童福祉法に基づき、市内の障害児通所支援事業所の監査を行ったところ、法令違反が認められたため、当該事業所に対して、令和元年6月13日付けで、指定障害児通所支援事業所の指定取消処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業所

(1) 事業所名

YESアルファスマイル千葉校（若葉区若松町2135-10千葉北ビル5階）

(2) 実施事業及び指定年月日

児童発達支援・放課後等デイサービス（平成29年5月1日指定）

(3) 運営事業者

株式会社YESアルファスマイル（埼玉県戸田市喜沢2-4-27）

代表取締役 ^{はたちや}派谷 ^{えみ}恵美

(4) 監査年月日

- ・平成31年2月6日（水）～8日（金）
- ・平成31年3月27日（水）

2 行政処分内容及び理由

(1) 指定取消処分日

令和元年6月13日（木）

(2) 効力発生日

令和元年8月1日（木）

※指定取消に伴う現サービス利用者の受け入れ先を確保するため

(3) 処分内容

「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の指定取消

(4) 理由

ア 障害児通所給付費の不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号該当）
平成29年12月から平成30年7月まで児童発達支援管理責任者が欠如しているにもかかわらず、人員欠如減算等を適用せず、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。

イ 虚偽の答弁（児童福祉法第21条の5の24第1項第7号該当）

上記アについて、平成31年2月6日に行った児童福祉法第21条の5の22第1項の規定による質問に対し、児童発達支援管理責任者は欠如していない旨の虚偽の答弁を行った。

ウ 障害児通所支援に関する不正及び著しく不当な行為（児童福祉法第21条の5の24第1項第10号該当）

管理者兼児童発達支援管理責任者の欠如、個別支援計画の未作成、管理者兼児童

発達支援管理責任者の責務の放棄、勤務体制の確保等の未実施により、市条例で定める人員及び運営基準に違反した。

また、平成30年1月16日に実施した実地指導やそれに対する改善報告、平成30年4月の給付費算定に係る届出において、管理者兼児童発達支援管理責任者が欠如なく配置されているものとする虚偽の答弁及び報告を繰り返し行った。

3 返還請求額

本処分に伴い、児童福祉法に基づき、8,446,452円の返還請求を行った。

※返還請求額には、加算金40%が含まれている。

<参考>

児童発達支援管理責任者とは

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者であって、厚生労働大臣が定める実務経験、研修終了等の要件を満たすもののことをいい、千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条の規定により、事業所ごとに1人以上、且つ、最低1人は専任かつ常勤であることを求められている。